

## 大阪狭山市市制施行 40 周年記念シンボルマークを募集します

大阪狭山市が昭和 62 年の市制施行から 40 周年を迎えることを記念して行う取組みを統一的なイメージのもとでお祝いするため、大阪狭山市 40 年の歴史を表現するシンボルマークを募集します。

市制施行 40 周年となる「大阪狭山市」のイメージや、未来への思いを形にしてください。最優秀賞の作品は、大阪狭山市市制 40 周年に係る様々な広報媒体に使用され、告知や広報に活用します。

なお、制作に際しては、市広報誌、ホームページや各種刊行物などを参考にしてください。

### ■募集期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～8 月 14 日（金）

※ 郵送分については、当日消印有効。電子申請分については、本市着信日時が期間内であれば有効。

### ■応募規定

#### 【シンボルマーク】

- 「40」（アラビア数字）を使用し、市制施行 40 周年であることをイメージさせるデザインとしてください。
- 大阪狭山市の魅力や特色（自然・歴史・文化など）を感じさせるデザインとしてください。
- 縮小して使用した場合でも問題なく使えるデザインとしてください。
- モノクロでの使用も想定したものとしてください。
- グラデーションによる表現は不可とします。
- シンボルマークは、縦横両方向のレイアウトに対応できるものとしてください。
- コンピュータグラフィックソフトまたは手書きによるものとします。

### ■応募資格

居住地、年齢、プロ・アマチュアを問わず、どなたでも応募いただけます。

※ お一人につき何点でも応募可能です。

※ 未成年者（18 歳未満）の方は、応募にあたり保護者の同意が必要です。

※ 入賞した際は、授賞式（令和 9 年 1 月頃）へのご出席をお願いします。なお、出席に係る交通費・通信費等は自己負担となります。

### ■応募方法

#### 【郵送で応募する場合】

用紙は A4 サイズを縦向き（短辺を下）に使用してください。

作品の裏に、指定の「大阪狭山市市制施行 40 周年記念シンボルマーク応募票」を貼付して、市役所産業にぎわいづくりグループ「市制施行 40 周年記念シンボルマーク」係まで郵送してください。

応募先：〒589-8501 大阪府大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1

大阪狭山市役所 産業にぎわいづくりグループ「市制施行 40 周年記念シンボルマーク」係

#### 【電子申請フォームから応募する場合】

以下の URL から必要事項を入力の上、応募作品を添付して応募してください。

電子申請フォーム URL：<https://logoform.jp/f/FTNmz>

## ■ 応募にあたっての注意事項

- 応募作品は、二次審査（市民投票）のため、市公式 SNS や市ホームページ、広報誌などに掲載する場合があります。また、使用の際、誌面等の都合によりトリミングなどの加工を施す場合があります。応募者は、応募をもって、この掲載に同意したものとみなします。
- 応募作品は、応募者の自作・未発表のもので、第三者の著作権等の権利を侵害しないものに限り、なお、これに反することが判明した場合には、審査結果発表後であっても入賞を取り消すことがあります。
- 未成年の応募の場合は、応募の時点で保護者の同意を得ており、かつ注意事項にも同意しているとみなします。
- AI を利用して生成した作品は応募不可とします。
- 市のマスコットキャラクター「さやりん」は使用できません。
- 郵送でご応募いただいた作品は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- 応募者の個人情報、許可なく第三者に開示・提供しません。ただし、入賞者の氏名（ニックネーム可）・住所（地区名まで）は広報誌・市ホームページ等で公表します。
- 最優秀作品（採用作品）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます）、商標権（商標出願をする権利を含みます）、商品化権、使用权、その他の知的財産権及びそれらの出願をする権利、所有権等に関するすべての権利は大阪狭山市に帰属するものとし、最優秀賞受賞者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとします。なお、商標登録、商品化に関する対価は無償とします。また、最優秀作品に関する権利については、最優秀賞受賞者から、別途確認書をご提出いただく場合があります。
- 最優秀作品（採用作品）は、市公式 SNS や市ホームページ、広報誌などに使用の際、誌面等の都合によりトリミングなどの加工・修正を施す場合があります。なお、手書き作品については、大阪狭山市でデジタル化します。その場合は、最優秀賞受賞者に打ち合わせをお願いすることがあります。
- 最優秀作品（採用作品）以外の作品の著作権は応募者に帰属します。

## ■ 審査・発表

応募作品は、以下の通り審査し、入賞作品を選考します。

一次選考：特命大使による選考（9 月頃）

二次（最終）選考：市民（市内に居住・通勤・通学する人）による投票（11 月頃）

審査結果：入賞者に直接通知した後、広報誌や市ホームページなどで順次公表

※ 入賞者以外への通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※ 選考過程や選考結果、選考理由についてのお問い合わせには対応できません。

## ■ 賞

最優秀賞 1 点（賞状及び記念品）

※ 授賞式（1 月頃）を行う予定です。

※ 選考の結果、該当する作品がない場合があります。

※ 選考の結果、最優秀賞以外の賞を設け、賞状及び記念品を贈呈する場合があります。

※ 未成年者が入賞した場合、記念品を受け取るにあたり、保護者の同意書が必要になります。

## ■ 問い合わせ先

大阪狭山市役所 産業にぎわいづくりグループ「市制施行 40 周年記念シンボルマーク」係

電話：072（366）0011 電子メール：sangyou@city.osakasayama.osaka.jp